

120V 分のバッテリーが発電所構内で収集された形跡も全く認められない。

そうすると、少なくとも、当直は、発電所対策本部に対し、IC の作動状態や SR 弁開操作のために必要なバッテリーの調達と接続作業を急ぐことの必要性を正確に認識させるほどの十分な報告を行っていなかったと考えられる。

(b) 戻り配管隔離弁 (MO-3A) の閉操作に関する報告

- ① 当直が、3月11日18時18分頃に供給配管隔離弁 (MO-2A)、戻り配管隔離弁 (MO-3A) を開操作したことや、同日21時30分頃に戻り配管隔離弁 (MO-3A) を開操作したことを発電所対策本部に報告したことは、発電所対策本部でその報告を受けていた発電班の手書きメモの記載からも明らかである。

しかし、当直が、同日18時25分頃に戻り配管隔離弁 (MO-3A) を閉操作した点については、発電所対策本部発電班の手書きメモその他の記録に記載がない。さらに、発電所対策本部発電班で1号機に関する報告を受けていた者や前記手書きメモに記載した者その他の発電所対策本部及び本店対策本部にいた者の中に、「当時、戻り配管隔離弁 (MO-3A) を閉操作したとの認識を有していた。」旨供述する者はなく、かえって、吉田所長を始めとする発電所対策本部及び本店対策本部にいた者は、「その頃ICは作動中だと思っていた。」旨供述する。

- ② 3月11日18時25分頃に戻り配管隔離弁 (MO-3A) を閉操作したことに関する発電所対策本部への報告について、当時の当直長は、「発電所対策本部発電班に対し、固定電話で、『ICを起動させたところ、蒸気の発生量が少量であったため、復水器タンクの水量が十分でない可能性があり、ICは機能していないのではないかと思う。』旨、ICの作動状態に関する問題点を報告した。」旨供述する。しかし、この当直長は、戻り配管隔離弁 (MO-3A) を閉めてICを停止したと明確に報告したことの記憶までではない。

これに対し、発電所対策本部発電班で1号機に関する報告を受けていた者は、「当直長から、『ICを起動したが、蒸気の発生量が少量だったので、復水器タンクの水量が十分でない可能性がある。』旨の報告を受けた。このと

き、IC を作動させることができるのだと思った。また、復水器タンクの水量が不十分であれば、FP 系ラインを用いて冷却水を補給すれば足り、その程度のことであれば、当直限りで対応可能だと思っていた。この時点で、当直が IC を停止していたとの認識はなかった。」旨供述する。現に、当直長の供述によっても、この報告を受けていた者は、その後も当直長から、D/DFP を用いて FP 系ラインから原子炉に注水するラインを構築する作業に関して報告を受けても、これを復水器タンクへの冷却水補給のラインを構築する作業と誤解しているかのような受け答えに終始し、当直長が何度訂正しても、十分な理解が得られなかったようである。

このような場合、情報の重要性に鑑みて、当直長は、発電所対策本部発電班の担当者の誤解を解くまで十分説明すべきであったし、「IC は隔離弁を閉じたことにより作動しておらず、D/DFP を用いて原子炉注水をする必要があるが、減圧操作に必要な SR 弁開操作のバッテリーがないので発電所対策本部で支援して欲しい。」旨明確に説明すれば、その誤解を解くことも容易であったと思われる。しかし、発電所対策本部発電班で 1 号機に関する報告を受けていた者は、かかる明確な説明を受けていないと供述しており、現実には、発電所対策本部内部で、この頃、1 号機に関し、代替注水に向けた具体的準備がなされた形跡は認められない。

- ③ いずれにせよ、当直から発電所対策本部及び本店対策本部に、IC の作動状態という、当時の 1 号機における最重要情報の一つが正確に伝わらず、発電所対策本部と当直との間に大きな認識の乖離が生じたことは明らかであり、当直と発電所対策本部との間の意思伝達が十分になされていなかったと認められる。

(c) 発電所対策本部及び本店対策本部の判断

- ① 当直は、現場において、1 号機の制御に必要な原子炉圧力や原子炉水位等のパラメータを計測できず、照明もないなど、劣悪な作業環境の下、冷温停止に向けて様々な制御を行う中で、3 月 11 日 18 時 25 分頃に戻り配管隔離弁 (MO-3A) を閉操作した点を除き、基本的には、以下に述べるとおり、IC の作動状態を判断する上で重要な情報を発電所対策本部に報告していた。